

各位

平成21年9月16日

押出成形セメント板の国土交通省告示第1454号への適応性について

押出成形セメント板協会

国土交通省告示第1454号「昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（平成20年12月10日施行）」が、平成21年3月10日に改正され、平成21年9月28日から施行されます。

これにより、押出成形セメント板を昇降路の縦穴区画に使用する場合は、以下の性能を求められるようになります。

昇降路の壁は、任意の5 cm ² の面に、これと直角な方向の300 Nの力が昇降機外から作用した場合に、15 mm を超える変形や塑性変形が生じないこと。
--

押出成形セメント板のうち、縦穴区画に一般的に使用される品種の60 mm 厚・600 mm 幅の製品は、製造最大長さである5 mで両端を支持した場合でも、中央部に集中荷重として300 Nが加わった場合の最大たわみ量は4 mm 以下です。また、パネルの曲げ試験結果から、許容応力度内でたわみが残留する事はなく、塑性変形は生じないことを確認しています。

以上の通り押出成形セメント板を対象の壁（縦穴区画など）に使用する場合、上記の基準を満足しますので、今後も従来通りご使用いただけます。なお、詳しい計算式などが必要な場合は、各メーカーに直接ご依頼ください。

以上

【参考】昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件

平成 20 年 12 月 10 日 国土交通省告示第 1454 号
最終改正 平成 21 年 3 月 10 日 国土交通省告示第 251 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 7 第一号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第 129 条の 7 第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

- 一 昇降路は、次のイから八までに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出入口（非常口を含む。次号から第五号まで及び第十号において同じ。）
 - ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲
 - ハ 昇降路の頂部及び底部
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の 5 cm² の面にこれと直角な方向の 300N の力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 15 mm を超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本工業規格 R3205 に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸（床面からの高さが 1.1m を超える部分に限る。）に使用するガラスにあっては、厚さ 6 mm 以上で幅 20 cm 以下の網入ガラス（日本工業規格 R3204 に適合する網入板ガラスに限る。）又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとしてすることができる。
- 四 昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 五 昇降路の出入口の戸は、空隙のないものであること。
- 六 昇降路の出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
- 七 引き戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイから二までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、6 mm 以下のもの
 - ロ 昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、6 mm 以下のもの
 - ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、6 mm 以下のもの
 - ニ 2 枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、6 mm 以下のもの
- 八 上げ戸、下げ戸又は上下戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイから二までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、9.5 mm 以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、9.5 mm 以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、9.5 mm 以下のもの
 - ニ 2 枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、9.5 mm 以下のもの
- 九 昇降路の非常口の戸は、開き戸又は引き戸とすること。ただし、開き戸にあっては、昇降路内に向かって開くことができない構造とすること。
- 十 昇降路の出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
- 十一 自動的に閉鎖する構造の引き戸である昇降路の出入口の戸は、150N 以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の 1/3 が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附則<平成 21 年国土交通省告示第 251 号>

この告示は、公布の日（平成 21 年 3 月 10 日）から施行する。

附則<平成 20 年国土交通省告示第 1454 号>

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。ただし、第三号及び第六号の規定は、平成 22 年 9 月 28 日から施行する。